|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年　　月　　日  　盛岡市保健所長 　様    　　　　　　　　　　　　　　　　　開設者　住　　所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名（法人にあっては，名称及び代表者の職氏名）    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号  検　査　結　果　届　出　書    　　医療法（昭和23年法律第205号。）第27条の規定に基づく使用許可申請を行うにあたり，「医療法第27条の規定に基づく病院等の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」（平成12年6月8日付け健政発第707号厚生省健康政策局長通知。以下「通知」）第二に規定する自主検査を実施しましたので，検査の結果を届け出ます。    記 | | | | | |  |
|  | １ 検査実施者職・氏名 |  | | |  |
| ２ 検査実施年月日 | 年　 　　　月　　　　　日 | | |
| ３ 一部変更許可書（届け書）  年月日及び同番号 | 年　　　月　　　日　　　　　　第　　　　　号 | | |
| ４ 検査実施項目及び検査結果 |  | 図面照合 | 適　合・不適合 |
| 掲示事項 | 済　・未　済 |
| 添付書類 | 済・未済・不要 |
|  | 図面照合 | 適　合・不適合 |
| 掲示事項 | 済　・未　済 |
| 添付書類 | 済・未済・不要 |
|  | 図面照合 | 適　合・不適合 |
| 掲示事項 | 済　・未　済 |
| 添付書類 | 済・未済・不要 |
|  | 図面照合 | 適　合・不適合 |
| 掲示事項 | 済　・未　済 |
| 添付書類 | 済・未済・不要 |
|  | 図面照合 | 適　合・不適合 |
| 掲示事項 | 済　・未　済 |
| 添付書類 | 済・未済・不要 |
| ５　備　　　　考 |  | | |
|  | | | |
|  | | | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | （注意事項）    １ この届出書は、医療法２７条の検査について、自主検査（検査の対象とする構造設備につい  て、申請者自身が行った検査の結果の届出書を検査する方法による検査）を希望する場合に、  　病院（診療所，助産所）検査申請書に添付してください。  　　なお、自主検査によることができる項目については、軽微な変更等の場合に限られています  　ので、事前に確認をお願いします。  　（例 病室、手術室又は診療放射線に関する構造設備の変更の場合は不可）  　また、病院（診療所，助産所）検査申請書に係る変更項目のうち、一部のみを自主検査にす  ることができません。    ２ 「４ 検査実施項目及び検査結果」欄には、変更する構造設備ごとに記載してください。  　　当該欄に掲げた各構造設備について、以下の要件を満たす必要があります。    　①　現状が、病院（診療所，助産所）検査申請書に添付した図面と相違ない。  ②-1 室の使用目的を変更等する場合に、各室の用途表示を行っている。  ②-2 院内掲示事項としての「建物の内部に関する案内」に変更を要する場合に、訂正が行わ  　　　れている。（医療法第１４条の２、同法施行規則第９条の３・第９条の４）  ②-3 使用室の構造変更を伴わずにエックス線装置以外の放射線装置のみを変更・追加する場  　　　合には、標識類（管理区域・使用中表示・患者注意事項・従事者注意事項）が整備されて  　　　いる。  ③　病院（診療所，助産所）検査申請書に係る変更項目で、別途許可等を受けているものについ  ては、内容を確認できる書面を添付してください。  　　ア 建築基準法による検査済証若しくは確認通知書の副本  　　　イ 消防法による検査結果通知書若しくは消防設備等設置届出書  　　　ウ 医療ガスの保守点検結果報告書  　　　エ 放射線漏洩線量当量測定結果報告書  　　　オ ＭＲＩ高周波利用設備の許可    　　①の項目が満たされている場合には「図面照合」欄の「適合」を、それ以外の場合には「不  適合」を、②の項目が満たされている場合には「掲示事項」欄の「済」を、それ以外の場合に  は「未済」を、③の書類を添付している場合には「添付書類」の欄の「済」を、添付していな  　い場合には「未済」を、添付する必要がない場合には「不要」をそれぞれ○で囲んでください。  　　「不適合」、「未済」を○で囲んだ場合には、その理由等を「５　備考欄」に記入してくだ  　さい。  　なお、記載欄が不足する場合は、複数頁にわたって記入してください。    ３　病室内病床数の減少等や開設者が変更されることに伴い、形式的に新規開設となる場合につ  いては、「５　備考欄」に「必要な基準を満たし、実際に使用可能な状態にあることを確認し  　た」と記載してください。    ４　使用許可証を交付した後に、医療法の構造設備に関する規定に違反する事実が判明した場合  には、同法第２４条による施設の使用制限命令等を受けることになります。検査は慎重に実施  　してください。  ５　自主検査によることができる場合でも，盛岡市保健所長による実地検査を選択することは可能である。 |  |